

○競争入札に参加できる者に必要な資格等に関する規程

（平成 4 年 5 月 1 1 日）
石狩西部広域水道企業団企業管理規程第 1 8 号

改正 平成 5 年 6 月 1 8 日企管規程第 3 号 平成 8 年 8 月 2 1 日企管規程第 4 号
平成 1 3 年 3 月 2 7 日企管規程第 4 号 平成 1 4 年 3 月 2 5 日企管規程第 3 号
平成 1 6 年 1 2 月 1 6 日企管規程第 4 号 平成 2 1 年 1 月 5 日企管規程第 1 号
平成 2 3 年 1 月 2 1 日企管規程第 1 号 平成 2 5 年 3 月 2 8 日企管規程第 4 号
令和 2 年 1 月 1 7 日企管規程第 1 号

（趣旨）

第 1 条 この規程は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の 5 及び第 167 条の 11 の規定に基づき、並びに契約規程（平成 4 年石狩西部広域水道企業団企業管理規程第 8 号）第 3 条、第 4 条及び第 28 条の規定を実施するため、石狩西部広域水道企業団（以下「企業団」という。）が発注する工事又は製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）その他必要な事項を定めるものとする。

（企業長が定める契約）

第 2 条 令第 167 条の 11 第 2 項に規定する企業長が定める契約は、次に掲げるものとする。

- (1) 土木施設物の設計、建築物の設計、地質調査、測量又は技術資料作成に係る契約
- (2) 業務の委託に係る契約
- (3) 修繕（工事の請負に係るものを除く。）に係る契約
- (4) 賃借に係る契約
- (5) 前各号に掲げるもののほか、その性質又は目的から指名競争入札によることが適当であると企業長が認めた契約

（競争入札参加資格）

第 3 条 競争入札参加資格は、契約規程第 5 条の規定に該当する者以外のものであることのほか、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 工事の請負契約 北海道、札幌市、小樽市、石狩市又は当別町（以下「構成団体」という。）のいずれかにおいて、工事の請負契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格を有すると認定されていること。
- (2) 前号に掲げる契約以外の契約 構成団体のいずれかにおいて、工事の請負契約以外の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格を有すると認定されていること。

（競争入札参加資格の取消し）

第 4 条 企業長は、前条に定める入札参加資格を有する者が次の各号のいずれかに該当するときは、競争入札参加資格を取り消すことができる。

- (1) 契約規程第 5 条の規定に該当する者となったとき。
- (2) 構成団体のいずれかから競争入札参加資格の認定の取消しを受けたとき。
- (3) その営業に関し必要な許可、認可、登録等の取消しを受けたとき。
- (4) 虚偽又は不正な方法により競争入札参加資格の認定を受けたことが明らかになったとき。
- (5) 経営状態が著しく不良となり、競争入札に参加させることが不相当と認められると

き。

- 2 企業長は、前項の規定により競争入札参加資格を取り消したときは、その旨を当該取り消しされた者に通知することができる。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成5年企管規程第3号）

この規程は、平成5年6月18日から施行する。

附 則（平成8年企管規程第4号）

この規程は、平成8年8月21日から施行する。

附 則（平成13年企管規程第4号）

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年企管規程第3号）

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成16年企管規程第4号）

この規程は、平成16年12月16日から施行する。

附 則（平成21年企管規程第1号）

この規程は、平成21年1月5日から施行する。

附 則（平成23年企管規程第1号）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

- 2 この規程による改正後の競争入札に参加できる者に必要な資格等に関する規程の規定は、平成23年4月1日以後に実施する一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格について適用し、同日前に実施する一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格については、なお従前の例による。

附 則（平成25年企管規程第4号）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

- 2 この規程による改正後の競争入札に参加できる者に必要な資格等に関する規程の規定は、平成25年4月1日以後に実施する一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格について適用し、同日前に実施する一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格については、なお従前の例による。

- 3 当分の間、第3条第1項第1号の一般土木工事の請負契約（次項において「一般土木工事の請負契約」という。）に係る競争入札参加資格については、同号の規定にかかわらず、北海道において一般土木工事の請負契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格を有すると認定されていることで足りる。

- 4 当分の間、一般土木工事の請負契約に係る資格審査は、第4条第1項の規定にかかわらず、行わないものとする。

附 則（令和2年企管規程第1号）

この規程は、令和2年1月17日から施行する。